

外出自粛、イベントの開催自粛、施設の使用制限についての本市の対応

1. 経過

- ・ 国 4月7日 政府対策本部にて5月6日までを期間とする緊急事態宣言発令
基本的対処方針の決定
- ・ 府 4月7日 府緊急事態措置として「外出の自粛」「イベントの開催自粛」要請
- ・ 市 4月8日 第8回対策本部会議を開催し、府の要請内容を踏まえ本市方針決定
- ・ 府 4月13日 府緊急事態措置の追加「施設の使用制限」の要請
- ・ 市 4月13日 第9回本部会議において府の要請内容周知
- ・ 国 4月16日 緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大
- ・ 国 5月4日 政府緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長
基本的対処方針の変更
- ・ 府 5月5日 5月7日以降の緊急事態措置の決定
- ・ 市 5月5日 第11回対策本部会議開催

2. 大阪府の緊急事態措置について (資料2参照)

- ① 区域：大阪府全域
- ② 期間：令和2年5月7日から5月31日まで
- ③ 実施の内容：「これまでの実施内容を継続」

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

- 外出の自粛の要請 (特措法第45条第1項)
府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く、外出自粛を要請
- イベントの開催自粛の要請 (特措法第24条第9項)
イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請
- 施設の使用制限の要請等 (特措法第24条第9項)
多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。
 - ・ 施設の使用制限等……休止、時間制限、適切な感染防止対策の協力

5月15日に、これまでの医療供給体制の状況等を踏まえ、緊急事態措置の一部緩和を検討。

3. 本市の府緊急事態措置への対応方針【これまでの取り組みを継続】

● 外出自粛要請への対応

○医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを市民へ周知する

※生活の維持に必要な場合でも感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

● イベントの開催自粛要請への対応

○イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を市民へ周知する

【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

● 施設の使用制限への対応

○市有施設の休館（不特定多数が集まる集客施設は2月後半より原則閉館）
緊急事態措置として次の施設も閉館の対象とする。

◆貸館・貸会議室 ◆体育館、競技場

◆公園にある体育館・テニスコート等の施設（公園自体は開園）

○民間施設(休業要請)への要請に関しては、大阪府と連携して対応を図る。

※5月5日の第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、緊急事態措置の実施内容の継続を示すとともに、今後、緊急事態措置を解除していくための考え方や指標を提示した。

5月15日以降の対応は、府の方針を踏まえて改めて検討する。